

社会保険等未加入対策について

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、伊賀市では平成27年4月から社会保険等への加入（適用除外を含む）を入札参加資格要件とする取組を行っています。今後、社会保険等未加入業者を排除する取組として、以下のとおり社会保険等未加入対策を行いますのでお知らせします。

I. 入札参加者への対策

三重県の入札参加資格申請共同受付において、平成30年度登録名簿から社会保険等に未加入である建設業者の申請は受け付けられません。

II. 元請業者等への対策

平成27年4月より伊賀市発注工事において、下請け総額が4,000万円（建築一式は、6,000万円）以上の工事の場合は、社会保険等未加入業者との一次下請契約の締結を原則、禁止しておりますが、さらなる社会保険等未加入対策として、平成30年4月1日以降公告にかかる工事について、元請業者は、当該工事にかかるすべての下請契約について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である業者（建設業許可を有する者に限る。）を下請負人とすることを禁止します。

① 発注者の確認方法

発注者は、元請業者から提出された施工体制台帳・再下請負通知書の加入状況欄で確認します。

② 元請業者の役割

元請業者は、施工体制台帳作成時・再下請負通知書受理時に下請負人の社会保険等の加入状況を確認してください。

③ 元請業者への措置

元請業者が、当該工事にかかるすべての下請契約について、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である業者を下請負人としていた場合は契約違反に該当します。

④ 未加入業者への対応

元請業者は、施工体制台帳においてすべての下請負人について、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入であることを確認した場合は、当該工事の工期末までに社会保険等に加入させてください。

平成30年4月

伊賀市総務部契約監理課